

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年10月6日 12時00分ごろ
発生場所	滋賀県彦根市彦根港南方沖（琵琶湖東部） 松原四等三角点から真方位260°1,220m付近 （概位 北緯35°16.9′ 東経136°14.6′）
インシデントの概要	救助艇湖龍VI世は、航行中、救助用ロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年10月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	救助艇 湖龍VI世、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	253-33623 滋賀、国立大学法人滋賀大学
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5、視界 良好 水象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、横転したヨットの乗組員を救助する目的で、風上側から接近し、船首を風上にして漂泊し、約10mの距離で「非浮揚性の長さ約15mのえい航用ロープ」（以下「本件ロープ」という。）を船尾部から湖面に投げた。</p> <p>船長は、ヨット乗組員が本件ロープをつかむ前に本件ロープが沈んだので、再度投げ入れることとし、本件ロープの回収を同乗者に指示した。</p> <p>本船は、船長が、風下に圧流され始めたのを認め、船位を保持する目的で慌てて主機を前進に掛けたところ、プロペラ付近に沈んでいた本件ロープがプロペラに絡まり、主機が停止した。</p> <p>船長は、本船に約10mの浮揚性ロープを準備していたが、ヨットまでの距離を考慮し、やむを得ず本件ロープを使用したものの、本船が圧流されたので本件ロープの状況を確認していなかったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、風力5の北西風が吹く状況下、本件ロープを使用して横転したヨット乗組員の救助作業中、本件ロープが投げられていたところ、船長が、船位を保持する目的で機関を前進に掛けたことから、プロペラ付近に沈んでいた本件ロープがプロペラに絡まり、主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、風力5の北西風が吹く状況下、本件ロ

	<p>ープを使用して救助作業中、本件ロープが投げられていたところ、船長が、船位を保持する目的で機関を前進に掛けたため、プロペラ付近に沈んでいた本件ロープがプロペラに絡まり、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・救助時には、浮揚性のロープを使用すること。・救助時にやむを得ず非浮揚性のロープを使用する際、同ロープの状況を確認した上で機関を使用すること。